

大田ブランドは、大田ブランド推進協議会登録企業の大切な共有財産です。取扱いには、下記の規定を順守し適正にご利用ください。

大田ブランド推進協議会

## 「大田ブランド」マーク、キャッチフレーズについて

### 1. ブランドキャッチフレーズ、ブランドメッセージ

未来職人<sup>®</sup>  
こだわりの仕事<sup>™</sup>

私たちは「Only Ota Quality」を合言葉に、世界に誇れるモノづくりに取り組んでいます。

### 2. ブランドマーク




Only Ota Quality をイメージしたデザイン

解説: Only Ota Quality = 大田区ならではの、大田区だけがつくれる品質。この意味を込めて、頭文字の OOQ をモチーフにデザインされました。OOQ の円の重なりは、企業間の相互の連携 (Linkage) を表現しています。マークのカラーは、高い品質を表現する OTA Quality ブルーと、モノづくりへの熱い想いを表現するオレンジです。

「®」は登録商標、「™」はトレードマークであることを示しています。

## 「大田ブランド」取扱い規定

1. 本取扱い規定は、大田ブランド推進協議会（以下、「協議会」と言う）に登録を申し込み、その承認を受けた企業（以下、「登録企業」という）が、「大田ブランド」を使用するに際しての使用の形態について規定する。
2. 登録企業は、下記に定める使用形態においてのみ「大田ブランド」を使用することができる。  
なお、「大田ブランド」の標章「」、及び、標準文字「未来職人」は、協議会の構成員である財団法人大田区産業振興協会が所有し、協議会が管理する登録商標である。
3. 登録企業は、「大田ブランド」を、製品に表示して使用するとともに、企業PRのための媒体（製品パッケージ、会社案内、パンフレット、ホームページ、社員が使用する名刺など）に表示して使用することができる。
4. 登録企業は、「大田ブランド」の使用に際し、以下の義務を負う。
  - （1）登録企業は、「大田ブランド」を使用するに際して関係法規を遵守するとともに、商標の信頼を損なうことのないように努めること。
  - （2）登録企業は、第三者による「大田ブランド」の商標権侵害の事実、または侵害しようとしている事実を発見した場合は直ちに協議会に通知すること。
  - （3）登録企業は、協議会並びに財団法人大田区産業振興協会と第三者間における係争、審判、訴訟等について、協議会並びに財団法人大田区産業振興協会に協力して対処すること。
  - （4）登録企業は、協議会から要請がある場合には「大田ブランド」の使用実態の詳細を書面をもって報告すること。
5. 登録企業が本取扱い規定を遵守せず、「大田ブランド」を改変して使用するなどの不正行為を行った場合、協議会は、警告を行い、不正行為の事実を公表し、登録を取り消すなどの必要な措置を講ずることができる。

## 「大田ブランド」使用形態

### 基本使用セット



### 基本使用セット簡易版



### 完全使用セット



### 完全使用セット簡易版



その他、下記事項を遵守すること。

#### 注記

- 1 「member's 9999」の数字箇所には、「9999」に替えて付与された登録番号を必ず記載すること。
- 2 上記形態について、そのデザインや縦横比率などの改変をしてはならない。
- 3 縮小、拡大しての使用は自由とするが、文字が識別できることを要する。
- 4 縮小して使用の場合、「®」、「™」の文字は識別できることを要しない。